

学校法人千葉学園コンプライアンス推進規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人千葉学園（以下「学園」という。）のコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、学園の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、役員及び教職員が、法令及び学園の寄附行為その他の内部規程を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

2 この規程において「法令」とは、法律、法律に基づく政令及び省令、行政機関の告示、指針、通知・通達及び実施基準、ガイドラインをいう。

3 この規程において「規程」とは、基本方針、規則、規程、細則、要綱、倫理綱領及びマニュアルその他の名称を問わず、学園が文章により定めた規範をいう。

(コンプライアンス推進のための責務)

第3条 理事長は、コンプライアンス推進統括責任者として、学園のコンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

2 常務理事は、コンプライアンス推進統括副責任者として理事長を補佐し、学園のコンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

3 学長、付属高等学校長及び事務局長は、大学、付属高等学校及び事務局におけるコンプライアンス推進責任者として、コンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

(役員及び教職員の責務)

第4条 役員及び教職員は、学園の構成員として学校法人千葉学園コンプライアンス行動規範を遵守の上、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

2 役員及び教職員は、学園の業務及び職務の執行に関し、法令、寄附行為若しくは学園の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

3 役員及び教職員は、学園に著しい損害を与えるおそれのある事実又はコンプライアンス違反を発見したときは、直ちに理事長、常務理事及び監事に報告するものとする。

(別に定めのあるコンプライアンスとの関係)

第5条 コンプライアンスのうち、公益通報、ハラスメントの防止、個人情報保護、公的研究費の適正管理、研究不正の防止、情報セキュリティ等に関して、学園の規程においてその対応が定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

(相談・通報窓口)

第6条 役員及び教職員、在学生その他の利害関係人は、学園のコンプライアンスに関する相談又はコンプライアンス違反に関する通報（以下「通報等」という。）をすることができる。

2 前項の通報等の方法は、文書、電子メール、ファックス、電話及び口頭等によるものとする。なお、通報等を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

3 第1項の通報等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的な根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷その他の不正の目的で行ってはならない。また、他人の正当な利益を害すること

のないよう努めなければならない。

4 第1項の通報等を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、次に定める通りとし、いずれかの窓口を選択できることとする。なお、通報窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は別途役員及び教職員に通知する。

(1) 監事

(2) 事務局長又は総務部長

(通報事実に関する調査)

第7条 通報窓口となった者は、当該通報等が不正、不当の目的であると認められるとき及び通報事実がコンプライアンス違反に該当しないものであると認められるときを除いて、速やかに調査を開始しなければならない。

2 監事による調査については学校法人千葉学園監事監査規程を準用し、事務局長又は総務部長による調査については学校法人千葉学園公益通報者保護規程第4条を準用する。

3 通報窓口となった者は、前各項により調査を開始する場合、理事長、常務理事及び監事へ報告するものとする。

4 学園の役員及び教職員は、コンプライアンス違反に関する調査に協力しなければならない。この場合において、コンプライアンス違反に関する調査に協力した者は、その調査に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(是正措置等)

第8条 前条の調査を行った者は、調査結果を理事長、常務理事及び監事へ報告するものとする。

2 学園は、調査の結果、コンプライアンス違反の事実があると認めた場合には、直ちに当該コンプライアンス違反の中止その他是正のために必要な措置、法令及び規程に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他適当な措置を執らなければならない。この措置の結果は、理事長、常務理事及び監事へ報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 学園は、コンプライアンスに関し相談し若しくはコンプライアンス違反の通報をしたこと又はコンプライアンス違反に関する調査に協力したことを理由に、当該通報者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(通報者等情報の取扱い)

第10条 通報窓口及び調査の業務に関与した者は、コンプライアンスの相談者又はコンプライアンス違反の通報者の氏名その他の個人を識別することができる情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(懲戒処分等)

第11条 コンプライアンス違反を行った者及びこの規程に定める義務に違反した者には、就業規則その他の規程に従って懲戒処分等の措置を行うものとする。

2 犯罪に該当する行為又は過料の対象となる行為を行った者については、捜査機関への告訴・告発又は所轄庁への通告・報告を行う場合がある。

(コンプライアンスのための教育)

第12条 学園は、役員及び教職員に対してリスク管理を含むコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、コンプライアンスに関する研修等を実施するものとする。

(点検・改善)

第13条 学園は、コンプライアンスを推進し、管理する体制を定期的に点検し、当該体制の整備及び強化に必要な改善を図るものとする。

(事務)

第14条 この規程に関する情報は、総務課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会が行う。

付 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。